平成２９年（フ）第１６３号
愛知県岡崎市舳越町字宮前１番地　マンションＨＵ　203
債務者　川島　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
相模原市緑区町屋１丁目18番32号　ディアコート・K103
債務者　日下　義雄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２３号
相模原市中央区上溝391番地１　サンアベニュー303
債務者　上妻　舞子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４０号
相模原市緑区東橋本４丁目４番52号　ディアス橋本Ｃ　102
債務者　梅田　詩子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４１号
相模原市中央区宮下本町３丁目27番18号
債務者　嶋崎　里衣（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４６号
相模原市中央区矢部３丁目25番４号　トップ16キシノ203号
債務者　津田みゆき
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２号
秋田県横手市八幡字石町274番地　ヴィラージュサガＡ―25号
債務者　佐々木智美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４０２号
さいたま市中央区上峰１丁目11番22号　レオパレス高瀬103号、旧住所さいたま市中央区鈴谷４丁目６番31―406号
債務者　大内　　順
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
埼玉県川口市差間２丁目11番24号パークビューハイツ101
債務者　小寺　里奈
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
債務者　板橋　王明
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
埼玉県春日部市大枝89番地３　武里団地５街区11棟101号
債務者　高橋　賢一
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
愛知県稲沢市御供所町６番12号
債務者　小出　知也
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７６号
愛知県稲沢市御供所町６番12号
債務者　小出　　文
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６５７号
札幌市豊平区平岸４条13丁目３番12号　平岸ロイヤルハイツ502号
債務者　奈須野　隆
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８７号
札幌市白石区南郷通10丁目北１番32―306号
債務者　米山　　亨
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９４号
札幌市中央区北３条西29丁目１番38―102号
債務者　横山　勝則
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７００号
北海道恵庭市和光町１丁目６番６―405号
債務者　中村　　順
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部